**平成２８年（フ）第２９９号**
新潟市中央区四ツ屋町１丁目3005番地６　レスターテ四ツ屋205号
債務者　櫻井　　潤
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２６１号**
金沢市松島２丁目83　ライフ・イン・コタ201号室、住民票上の住所金沢市押野３丁目573番地
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２７４号**
石川県白山市富光寺町２番地
債務者　山下　秀樹
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３２号**
石川県羽咋市柴垣町十九字53番地１、従前の住所石川県金沢市森山１丁目６番20号（レオーネ・405号）
債務者　河辺　優輝
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２８年（フ）第７８号**
長野県諏訪市大字上諏訪6666番地10　１号
債務者　赤木　保弘
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２８年（フ）第７０号**
長野県下伊那郡阿智村駒場1167番地１
債務者　松村　辰夫
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２８年（フ）第７１号**
長野県下伊那郡阿智村駒場1167番地１
債務者　松村多恵子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２８年（フ）第７２号**
長野県下伊那郡阿智村駒場1167番地１
債務者　松村　広宣
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２８年（フ）第７６号**
長野県飯田市鼎下茶屋1031番地１（ＵＩハイツ２Ｗ号）
債務者　水谷　達郎
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２８年（フ）第１４８号**
滋賀県彦根市里根町191番地１、前住所滋賀県彦根市檜町443番地３（103号）
債務者　藤野　富子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２８年（フ）第１５９号**
滋賀県彦根市後三条町326番地６
債務者　疋田　康人
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２８年（フ）第５７３号**
兵庫県西宮市戸田町１番16―201号　クリアグランツ西宮
債務者　迫間　崇宏
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第５８１号**
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目63番地　清山荘201号
債務者　里　　盛夫
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３４号**
広島県安芸高田市吉田町川本780番地１　原借家１
債務者　大屋　智志（旧姓藤上）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２８年（フ）第３０号**
山口県萩市大字椿東3122番地66
債務者　中村　啓子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２８年（フ）第１６５号**
徳島県徳島市不動東町４丁目792番地
債務者　**𠮷**川　裕久
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第４９号**
愛媛県今治市東村南１丁目５番36号　第１コーポ唐子202号、前住所愛媛県今治市東村南１丁目８番１号　メゾン秋桜Ａ棟101号室、前々住所愛媛県今治市国分３丁目１番53号
債務者　高橋　俊介
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部